

別 表（信用保証料）

1 保証料率（年率）

（単位：％）

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料 率 A	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料 率 B	1.23	1.13	1.08	0.94	0.86	0.75	0.60	0.54	0.40
料 率 C	1.04	0.96	0.92	0.80	0.74	0.65	0.52	0.48	0.35
料 率 D	0.95	0.80	0.65	0.50	0.40	0.30	0.20	0.10	0.00

注1： 令和4年4月1日現在の料率であり、その後の信用保証料の改定等により、変更することがある。

注2： ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により協会が決定する。

## 2 融資別保証料率適用区分

融資区分	資金区分	適用保証制度	料率
経営安定融資	一般資金	一般保証	料率A
	流動資産担保資金	流動資産担保融資保証	0.68%
小規模融資	小口資金	小口零細企業保証	料率B
		特別小口保証	0.60%
	無担保資金	一般保証	料率B
緊急対応融資	セーフティネット資金（国指定）	経営安定関連保証 ※1	0.70%
		危機関連保証 ※1	
		災害関係保証 ※2	
	自然災害・倒産防止等資金（県指定等）	一般保証	料率B
	緊急経営基盤強化資金	一般保証	料率B
		経営安定関連保証 ※1	0.70%
	借換資金	一般保証	料率B
		経営安定関連保証 ※1	0.70%
	事業再生支援資金	一般保証	料率B
		条件変更改善型借換保証	
事業再生計画実施関連保証		0.80% 又は 1.00%	
特別資金	別途知事が定める	別途知事が定める	
産業支援融資	創業支援資金	創業関連保証	0.63%
		再挑戦支援保証	
	事業承継支援資金	経営承継関連保証	料率C
		特定経営承継関連保証	
		経営承継準備関連保証	
		特定経営承継準備関連保証	料率C
		経営承継借換関連保証 事業承継特別保証	
	上記のうち、経営者保証 コーディネーターの確認 を受けたもの	料率D	
事業活動支援資金	一般保証	料率C	
新成長分野支援資金	一般保証	料率C	
労働支援融資	雇用促進等支援資金	一般保証	料率C
	働き方改革・女性活躍推進資金	一般保証	料率C

※1 経営安定関連保証又は危機関連保証の適用を受けるためには、所在地を管轄する市町の認定が必要。

※2 災害関係保証の適用を受けるためには、所在地を管轄する市町のり災証明が必要。

※3 別途、国による信用保証料の補助がある。